

た制度でした。

従って、談合を防止するためには、指針の①と②とともに、「制限」や「条件」を廃止し、単純一般競争入札にするかあるいは、「制限」を残したとしても、入札参加業者が50〜100社以上可能なように緩やかな「制限」にすることと同時に、地域割り制を廃止して県内1区制あるいは、区割りを残したとしても2区程度にして入札参加業者が広い範囲から参加できるようにすることです。この2点が談合防止の最大のポイントであり、是正が是非とも必要です。

しかし、橋梁工事や下水道のシールド工事、トンネル工事など工種によっては、業者数が10〜20社程度に限られるものもあります。これらについては、単純一般競争入札にしても談合を防止することは

不可能といえます。

従って、談合を完璧に排除できないことをも念頭に、談合が判明した場合のペナルティを厳しくすることが必要です。「丸山組」が起訴猶予になったことから指名停止もないことになりましたが、やはり得を許す甘いこのような現行制度では、談合がなくならないばかりか県民に理解されません。これは、指名停止の条件が、逮捕か起訴されたときと限っているからです。逮捕、起訴に限らず、談合した業者（落札及び落札しないよう協力した業者）を対象に、指針は入札

参加資格停止を1年以上としていますが、資格停止を3年と厳しくすることが必要です。

また、談合が判明した場合の違約金も現行の落札額の2割から4割とアップし厳しくすることも必要です。一方、談合できない一般競争入札にすると、競争力の高い大手ゼネコンによる異常なダンピング価格（予定価格の50%以下）の入札も懸念されますので、低入価格調査制度や手抜きや品質管理の検査体制の一層の強化が求められます。また、大手ゼネコンを対象とする入札では、受注後、地

元である県内業者の下請けの義務づけや、異常なダンピングによるしわ寄せを下請業者にしないよう下請け価格保障なども検討に値します。そして、なによりも、工事成績のよい地元の業者が生き残れるように、工事成績点、地元貢献度などを入れた総合評価方式を導入することが必要です。

また、指針は、不正を内部通報できる窓口を外部に独立して設ける必要性を指摘していますが、単なる外部だけでなく、公平・中立性及び、専門性が担保された外部に独立した窓口の設置や、外部通

報先機関に、独自の調査権限及び、独自に告発等を講じる権限を与えることが必要です。

今回、県秘書課で、木村知事の「裏金」を管理していたことに照らせば、この制度の設置は必要不可欠です。なお、指針は、不祥事の要因となった選挙支援への見返り問題については、「業者との関係の透明性を確保する必要があり、選挙時は十分留意しなければならない」とするにとどまったようですが、木村前知事が、選挙応援の見返りに、井山被告人を受注業者選定に介入することを承諾した

経緯からすれば、留意事項にとどまらず具体的な指針を示すべきといえます。それには、県と工事契約にある企業や、県から補助金の交付を受けている団体及び、その団体の役員や関係者等から、政治献金を例外とせず、一切の金品を受け取ってはならないとするような倫理規定の策定も必要です。

また、指針は、不正を内部通報できる窓口を外部に独立して設ける必要性を指摘していますが、単なる外部だけでなく、公平・中立性及び、専門性が担保された外部に独立した窓口の設置や、外部通

資格停止3年、

違約金・落札額の4割と罰則の強化も必須



